

民間資金等活用事業推進委員会 第13回計画部会

平成30年4月17日
国土交通省

委員のご意見

【小規模自治体への普及】

・小規模自治体への普及を図るため、複数自治体による広域化のモデル作りが必要であるため、ブロックプラットフォーム等を活用した複数自治体間の対話の促進、共同発注等の事業実施方法の類型化、民間提案を想定したプロセス設計、モニタリング体制のあり方、複数自治体が関与する場合の留意点の整理等を検討してほしい。
(意見No.5)

・小規模自治体への普及を図るため、地元企業が中心となる地域完結型のモデル作りが必要であるため、規模に見合った簡易的なプロセス検討、地元企業の啓発・ノウハウ形成支援、自治体出資も含めた多様なPPP手法の整理、事業特性等を踏まえたリスク分担の整理、成功事例の普及を検討してほしい。

(意見No.6)

対応

・「官民連携モデル形成支援」により、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図る。

委員のご意見

対応

【下水道の広域化】

・上下水道は人口減少が事業継続に強い影響を及ぼすため、コンセッションを推進していく上ではそれへの対応案を国で考える必要があるのではないか。
(意見No.25)

・上下水道コンセッション推進のため、コンセッション導入と広域化を着実かつ合理的に進めるためのプロセスを示す手引書の作成が必要ではないか。
(意見No.27)

・広域化が各事業にとって真に望ましいものであるならば、誘導するようなインセンティブ措置を所管省庁は検討すべきである。特に上下水道について現在の見解を報告頂きたい。
(意見No.28)

【下水道の使用料適正化】

・公営企業であるにもかかわらず更新財源が不足するのは料金を低く抑えてきたためであり、上下水道における料金の適正化はPPP/PFI以前の問題として必須であるということはしっかりと明示する必要がある。
(意見No.26)

・人口減少の状況下でコンセッションを推進するためには、広域化・共同化による事業性改善が重要と認識。広域化・共同化の取組として、全ての都道府県に対して平成34年までに「広域化・共同化計画」策定を要請。

・平成26年度に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」を作成・公表済。
・現在広域化事例集を作成しており、今後公表予定。また、先行して「広域化・共同化計画」策定に取り組む県の検討を支援しており、今後その成果を水平展開していく予定。

・地方公共団体における下水道事業の広域化の取組に対して、平成30年度より社会資本整備総合交付金において、計画策定から取組までを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業を創設。

・下水道使用料適正化に向け、使用料算定の参考基準となる「下水道使用料算定の基本的考え方」を見直し、将来の更新需要の増大に備えて使用料対象経費に資産維持費を位置づけ、各自治体宛周知を図っている。具体的には、事務連絡の発出、下水道経営支援アドバイザー制度の創設による研修会等の実施に取り組んでいる。また、使用料の適切な見直し等に資する公営企業会計の導入促進のため、平成30年度から公営企業会計適用又はその検討を社会資本整備総合交付金等の交付要件化、自治体ごとに下水道事業の中長期の収支見通しを推計できるモデル(Model G)の開発及び提供、等の取組も実施。

計画部会委員のご意見(抜粋)と対応

委員のご意見

【愛知県道路公社の先行事例の横展開】

・アクションプランP22では「愛知県道路公社の先行事例の成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。(平成28年度から)」と記載されているので、2年間で情報提供を図った団体数や手段(セミナー等)、その効果を説明してほしい。

(意見No.30)

対応

・横展開については国交省や愛知県、県道路公社、コンセッション会社が平成28年度に26件、平成29年度に35件行っており、主にブロックプラットフォーム等における資料配付やコンセッション事業推進セミナーでのプレゼン等を行い、自治体等の関係者に対して情報提供を行っている。

官民連携モデル形成支援

- ・国土交通省が、地域課題の確認から事業化に至るまで支援することにより、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルを形成。
- ・そのモデルを全国に横展開することにより、こうした地方公共団体における官民連携事業の活用を推進する。

対象自治体

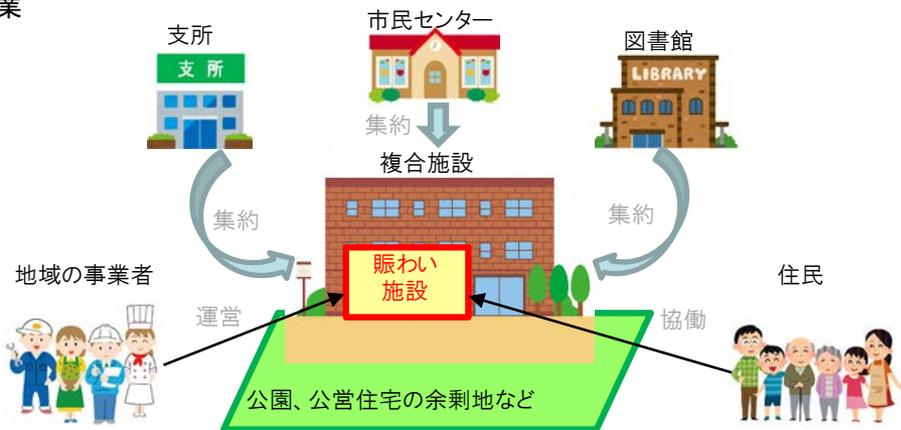
以下のいずれかの官民連携事業（国土交通省所管事業を含むものに限る。）を調査・検討する中小規模の地方公共団体

- 分野連携による官民連携事業
- 広域連携による官民連携事業
- ⊗民間の収益事業と一体となって実施する公共施設等の整備・活用事業
- ④その他の地域で活用できる新たなスキームを構築する官民連携事業

（例）分野・広域連携に係るインフラ管理の包括的民間委託

		連絡、河川、公園、下水道など		
		分野①	分野②	分野③
A市	巡回業務	分野連携パターン		
	維持業務			
	補修・修繕業務			
	事故・災害対応業務			
	苦情・要望対応業務			
...				
B市	巡回業務	広域連携パターン		
	維持業務			
	補修・修繕業務			
	事故・災害対応業務			
	苦情・要望対応業務			
...				

（例）地域の住民・事業者との協働により賑わい施設を併設する公共施設等の整備・活用事業



支援内容

上記○～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等について、国土交通省がコンサルタントを活用しつつ支援（2～3年）。

【支援内容例】

- ・各種データの整理
- ・先行事例の研究・整理及び助言
- ・有識者等の派遣
- ・対応策・スキームの検討
- ・マーケットサウンディングの支援
- ・基本方針、募集要項等の作成

- 持続可能な下水道事業の運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定)において、全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定。
- 都道府県に対して、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて下記2点を要請(平成30年1月17日)。
 - ・ **全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定**
 - ・ **平成30年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築**

平成30年度予算より、
社交金交付要件に追加予定

【広域化・共同化計画の位置付け】

- 都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部とする。

【今後の支援】

- 平成30年度予算において、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」の創設。
- 先行して計画策定に取り組む5県(秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県)の検討成果を水平展開。

都道府県構想

- 汚水処理の役割分担
- 整備・運営管理手法を定めた整備計画

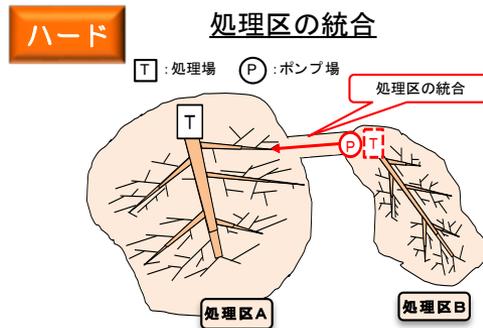
・ 10年概成アクションプラン

・ 長期的(20~30年)な整備・運営管理内容

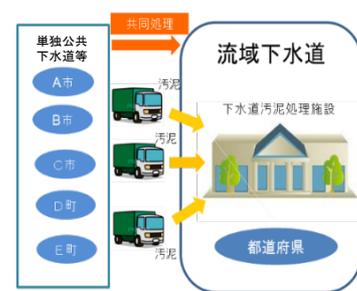
広域化・共同化計画

- 連携項目(ハード・ソフト)/スケジュール等を記載

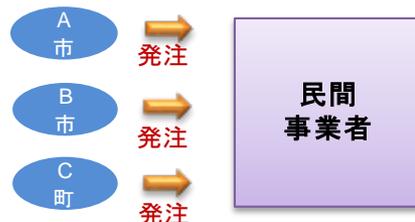
- ・ 短期的(5年程度)、中期的(10年程度)な実施計画
- ・ 長期的な方針(20~30年)



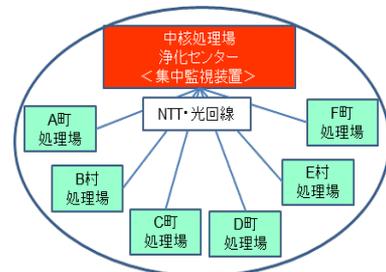
下水道汚泥の共同処理



ソフト 維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



平成30年度より、コンセッションをはじめとするPFIの導入やICT活用等による経営効率化に資するよう、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件化。

要件化の内容

- ① 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画（施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等）を策定することを交付要件化。
このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。
- ② 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は、平成30年度に適用の検討に着手することを交付要件化。また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用することを交付要件化。

（注）人口3万人以上の団体は、平成32年度までの適用、人口3万人未満の団体は、できる限り適用することを総務省が要請済（平成27年1月）。

地方公共団体における汚水処理の広域化を促進するため、**計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」**を創設。

背景

- 下水道を含む地域の汚水処理の持続可能性確保に向け、**広域化・共同化による一層の事業効率化が必要。**

事業創設

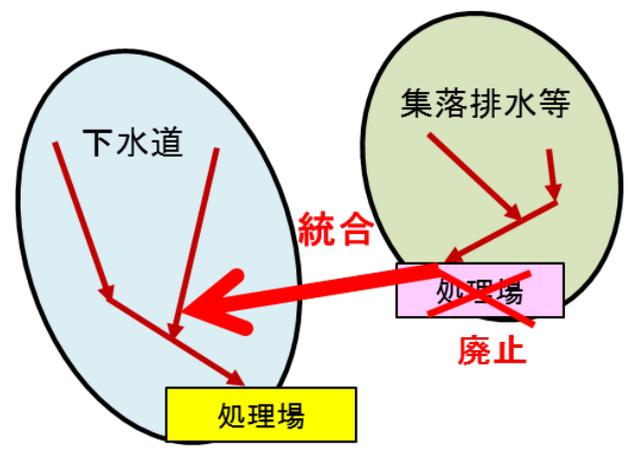
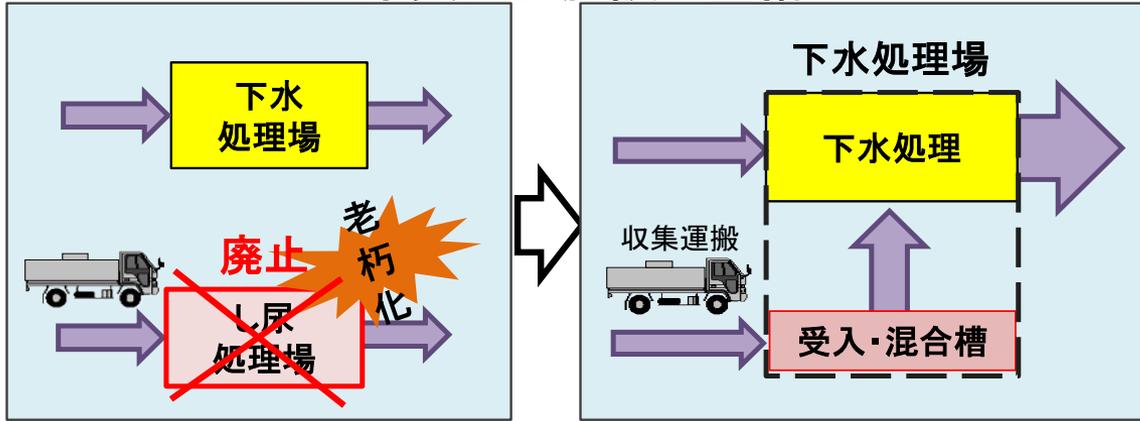
- 広域化支援に係る既存の個別制度を統合して**計画策定から事業実施まで一体的に支援する「下水道広域化推進総合事業」**を創設。
- **施設の統合に必要な管渠について交付対象範囲を拡充。**
また、**し尿等の受入施設を交付対象に追加。**

＜広域化に係る計画策定＞



＜処理区の統合＞

＜し尿受入れ施設の整備＞



愛知県道路公社におけるコンセッション制度の導入

経緯

- H24.2 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定
「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者
に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)
構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする
構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:1,219.77億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28. 6 24 優先交渉権者の決定
- H28. 7.29 基本協定締結
- H28. 8.31 民間事業者との契約締結
- H28.10.1 民間事業者による運営開始

○優先交渉権者:「前田グループ」
代表企業:前田建設工業株式会社
構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、
大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社
連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited

○運営権対価:1,377.00億円(うち一時金150.00億円)

愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

発注者	愛知県道路公社	<p style="text-align: center;">対象路線図</p> 																														
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)																															
事業内容	<p>① 対象路線の維持管理・運營業務</p> <p>② 改築業務(知多4路線)</p> <p>③ 附帯事業及び任意事業</p>																															
運営権者	<p>愛知道路コンセッション株式会社</p> <p>(参考)優先交渉権者「前田グループ」 代表企業:前田建設工業株式会社 構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、 大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社 連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited</p>																															
運営権対価 (8路線合計)	<p>1,377.0億円(税抜)</p> <p>うち一時金 150.0億円(税抜)</p> <p>(参考)公社予定最低価 1,219.77億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長(km)</th> <th>料金徴収期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 知多半島道路</td> <td>20.9</td> <td>S45.7.15 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>② 南知多道路</td> <td>19.6</td> <td>S45.3.1 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>③ 知多横断道路</td> <td>8.5</td> <td>S56.4.1 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>④ 中部国際空港連絡道路</td> <td>2.1</td> <td>H17.1.30 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>⑤ 衣浦トンネル</td> <td>1.7</td> <td>S48.8.1 ~ H41.11.29</td> </tr> <tr> <td>⑥ 猿投グリーンロード</td> <td>13.1</td> <td>S47.4.1 ~ H41.6.22</td> </tr> <tr> <td>⑦ 衣浦豊田道路</td> <td>4.3</td> <td>H16.3.6 ~ H46.3.5</td> </tr> <tr> <td>⑧ 名古屋瀬戸道路</td> <td>2.3</td> <td>H16.11.27 ~ H56.11.26</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>72.5</td> <td>S45.3.1 ~ H58.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	延長(km)	料金徴収期間	① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H58.3.31	② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H58.3.31	③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31	④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31	⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29	⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22	⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5	⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26	全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31
路線名	延長(km)	料金徴収期間																														
① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H58.3.31																														
② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H58.3.31																														
③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31																														
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31																														
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29																														
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22																														
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5																														
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26																														
全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31																														
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで(最大約30年)																															
特徴	<p>愛知県道路公社の公社管理道路運營業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。</p>																															